



ちよーこく平成26年10月14日

記者発表 10月16日12時を持って解禁

記者発表資料配布先

長岡市記者会
長岡地域記者会
魚沼記者会

ストップ・ザ・違法車両！

～特殊車両・過積載の取り締まりを実施します～

道路を利用するには、車両運転者が道路を傷めることなく、整備された車両により、法に沿った通行を心がけなければなりません。

しかし、無許可の特殊車両や過積載など重大事故につながる恐れのある車両は依然として多く、これら違法車両を排除するために、長岡国道事務所・小出警察署が合同で取り締まりを実施します。

国土交通省では、昨年3月1日より特殊車両に対する指導取締要領を改正し、特殊車両の通行に対する指導、取り締まりの徹底を図っています。

「改正内容」

- ・特殊車両を繰り返し違法に通行させた者等を国道事務所等に呼び出して対面では正指導書を交付し、是正措置を講じることを指導。
- ・是正措置を繰り返し受けたにもかかわらず、是正に応じない場合は、弁明の機会を付与した上、再び是正指導を実施し、その会社名及び是正指導内容等を公表。
- ・重大な交通事故や常習的に違反をした場合等は、聴聞を行った上で、許可を取消し、会社名や取消し内容等を公表。

- 日時 平成26年10月16日(木)10時から12時まで
※雨天時は中止する場合があります。
- 場所 国道17号 堀之内除雪ステーション
(新潟県魚沼市新道島地先)
- 所轄警察署 小出警察署
- 取材について
当日の取材は可能ですが、事前に下記まで連絡をお願いします。

※ 報道解禁時間は、取り締まりの終了後にお願いします。

お問い合わせ先：国土交通省 北陸地方整備局 長岡国道事務所
 管理第一課長 五十嵐 伸夫 [電話] 0258-36-4551(内線431)
 [FAX] 0258-36-4660
 小出維持出張所長 加藤 秀樹 [電話] 025-792-0839
 [FAX] 025-792-6040
 新潟県小出警察署交通課長 小杉 敦秀 [電話] 025-793-0110



長岡国道事務所

〒940-8512 長岡市中沢4-430-1
<http://www.hrr.mlit.go.jp/chokoku/index.html>



◎ 道路法に基づく車両の制限

道路は一定の構造基準により造られています。そのため、道路法では道路の構造を守り、交通の危険を防ぐため、道路を通行する車両の大きさや重さの最高限度を次のとおり定めています。この最高限度のことを「一般的制限値」といいます。(道路法第47条1項、車両制限令第3条)

道路橋劣化の原因の9割は大型の重量違反車両

➤ 重量制限超過は、みんなの財産である道路に負担をかけています

軸重が制限(10t)の2割超過(12t)

橋への負担は制限(10t)以下の車両で9台分以上!!!

損傷(鋼材破断)の実例→(国道23号 木曾川大橋)

➤ 下表の限度を「一つでも」超える車両は「特殊車両通行許可」が必要です

	道路の構造による限度 (車両制限令等)
長さ	走行(連結・積載)状態で12m ※トレーラ等連結車はほとんどがこれを超えます。
幅	積載状態で2.5m
高さ	積載状態で3.8m (一部道路では4.1m)
総重量 (車+乗員+荷物)	積載状態で20t (一部道路では車両の構造に応じて最大25t)
軸重	積載状態で最大10t



【注意】

- ・車両の大きさや重さに関する制限は道路法のほかにも「道路運送車両法」、「道路交通法」でも定めがあります。
- ・自動車検査証に記載の車両総重量等の範囲内であっても、左表の限度を「一つでも」超える車両は「特殊車両通行許可」が必要です。

